

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定  
（2001年6月19日最高人民法院審判委員会第1180回会議において採択。2013年2月25日最高人民法院審判委員会第1570回会議において採択された『特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定』の改正に関する最高人民法院の決定』に基づき第1回改正。2015年1月19日最高人民法院審判委員会第1641回会議において採択された『特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定』の改正に関する最高人民法院の決定』に基づき第2回改正。当該改正は2015年2月1日から施行する。）

特許紛争事件を正しく審理するため、「中華人民共和國民法通則」（以下「民法通則」という。）、「中華人民共和國特許法」（以下「特許法」という。）、「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、次のとおり規定を行う。

第1条 人民法院は、次に掲げる特許紛争事件を受理する。

1. 特許出願権紛争事件
2. 特許権権利帰属紛争事件
3. 特許権及び特許出願権譲渡契約紛争事件
4. 特許権侵害紛争事件
5. 他人の特許の冒用紛争事件
6. 発明特許の出願公開後かつ特許権付与前における使用料紛争事件
7. 職務発明創造の発明者又は考案者の報奨及び報酬紛争事件
8. 訴え提起前における権利侵害停止又は財産保全の申立事件
9. 発明者又は考案者の資格紛争事件
10. 出願拒絶を維持する特許復審委員会の復審決定に対する不服事件
11. 特許復審委員会の特許権無効宣告請求決定に対する不服事件
12. 国務院特許行政部門の強制実施許諾決定に対する不服事件
13. 強制実施許諾の使用料に係る国務院特許行政部門の裁決に対する不服事件
14. 国務院特許行政部門の行政再審議決定に対する不服事件
15. 特許業務を管理する部門の行政決定に対する不服事件
16. その他の特許紛争事件

第2条 特許紛争第一審事件は、各省、自治区及び直轄市の人民政府所在地の中級人民法院並びに最高人民法院の指定する中級人民法院が管轄する。

最高人民法院は、実情に応じ、基層人民法院を指定して第一審特許紛争事件を管轄させることができる。

第3条 特許復審委員会が2001年7月1日以降に下した実用新案・意匠特許権の取消請求に関する復審決定を当事者が不服とし、人民法院に訴えを提起する場合には、人民法

院は、これを受理しない。

第4条 特許復審委員会が2001年7月1日以降に下した実用新案・意匠特許の出願拒絶維持に関する復審決定又は実用新案・意匠特許権の無効宣告請求に関する決定を当事者が不服とし、人民法院に訴えを提起する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

第5条 特許権侵害行為により提起された訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、発明・実用新案特許権の侵害が主張される製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、当該特許方法により直接取得された製品の使用、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、意匠特許製品の製造、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、他人の特許の冒用行為の実施地、及び上記の権利侵害行為の権利侵害結果発生地が含まれる。

第6条 原告が権利侵害製品の製造者に対してのみ訴訟を提起し、販売者を提訴しない場合において、権利侵害製品の製造地と販売地とが一致しないときは、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者及び販売者を共同被告として訴えが提起された場合には、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の分支機構であり、原告が権利侵害製品の製造者による製造・販売行為につき販売地において提訴した場合には、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第7条 原告が1993年1月1日以前に提出した特許出願及び当該出願により付与された方法の発明特許権に基づき提起した権利侵害訴訟については、本規定の第5条及び第6条の規定を参照して管轄を確定する。

人民法院は、上記の事件の実体審理にあたり、方法の発明特許権は製品まで及ばないという規定を法により適用する。

第8条 出願日が2009年10月1日より前（当該日を含まない。）である実用新案特許について特許権侵害訴訟を提起する場合には、原告は、国务院特許行政部門が作成した検索報告を提出することができる。出願日が2009年10月1日以降である実用新案又は意匠特許について特許権侵害訴訟を提起する場合には、原告は、国务院特許行政部門が作成した特許権評価報告を提出することができる。事件審理の必要に応じ、人民法院は、検索報告又は特許権評価報告の提出を原告に要求することができる。原告が正当な理由なく提出しない場合には、人民法院は、訴訟の中止を裁定し、又は考えられ得る不利な結果の負担を原告に命ずる判決を下すことができる。

実用新案・意匠特許権侵害紛争事件の被告は、訴訟の中止を請求する場合には、答弁期間内に原告の特許権に対して無効宣告の請求を提起しなければならない。

第9条 人民法院が受理した実用新案・意匠特許権侵害紛争事件について、被告が答弁期間内に当該特許権の無効宣告を請求した場合には、人民法院は、訴訟を中止しなければならない。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかを具備する場合には、訴訟を中止しないことができる。

(一) 原告が提出した検索報告又は特許権評価報告に、実用新案又は意匠特許権を無効とする事由が認められなかったとき。

(二) 被告が提供した証拠が、その使用する技術が既に公知であることを証明するのに十分であるとき。

(三) 被告が当該特許権の無効宣告請求にあたり提供した証拠又は根拠とした理由が明らかに不十分であるとき。

(四) 人民法院が訴訟を中止すべきでないとするその他の事由

第10条 人民法院が受理した実用新案・意匠特許権侵害紛争事件について、被告が答弁期間の満了後に当該特許権の無効宣告を請求した場合には、人民法院は、訴訟を中止しないものとする。但し、審査の結果、訴訟を中止する必要があると認めた場合を除く。

第11条 人民法院が受理した発明特許権侵害紛争事件又は特許復審委員会による審査を経て特許権が維持された実用新案・意匠特許権侵害紛争事件について、被告が答弁期間内に当該特許権の無効宣告を請求した場合には、人民法院は、訴訟を中止しないことができる。

第12条 人民法院が訴訟の中止を決定した場合において、特許権者又は利害関係者が関係行為の停止又は権利侵害による損害が引き続き拡大するのを差し止めるその他の措置の採用を被告に命ずることを請求し、かつ、担保を提供したとき、人民法院は、審査の結果、関連する法律の規定に適合していれば、訴訟中止の裁定と同時に関連裁定を併せて下すことができる。

第13条 人民法院は、特許権に対して財産保全を行う場合には、国务院特許行政部門に執行協力通知書を発出しなければならない。これには、執行協力を求める事項及び特許権に対する保全期間を明記し、かつ、人民法院が作成した裁定書を添付する。

特許権に対する保全の期間は、1回につき6か月を超えてはならず、国务院特許行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。当該特許権に対してなお引き続き保全措置を講ずる必要がある場合には、人民法院は、保全期間が満了する前に国务院特許行政部門に対して保全の継続に係る執行協力通知書を別途送達しなければならない。保全期間が満了する前に送達しなかった場合には、当該特許権に対する財産保全は自動的に解除されるものとみなす。

人民法院は、質権が設定された特許権に対して財産保全措置を講ずることができ、質権者の優先弁済権は、保全措置による影響を受けない。特許権者と被許諾者との締結済みの独占的実施許諾契約は、人民法院が当該特許権に対して財産保全を行うことに影響を及ぼさない。

人民法院は、既に保全が行われている特許権に対し、重複して保全を行ってはならない。

第14条 2001年7月1日以前に所属単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造について、単位と発明者又は考案者との間で契約を締結しており、特許を出願する権利及び特許権の帰属について約定をしている場合には、当該約定に従う。

第15条 人民法院の受理した特許権侵害紛争事件が権利の衝突に及ぶ場合には、先に法により権利を享有していた当事者の適法な権益を保護しなければならない。

第16条 特許法第23条にいう先に取得した適法な権利には、商標権、著作権、商号権、肖像権、知名商品特有の包装又は装飾の使用権等が含まれる。

第17条 特許法第59条第1項にいう「発明又は実用新案特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は、請求項の内容の解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は請求項に記載された全技術的特徴により確定される範囲を基準としなければならない。これには、当該技術的特徴と均等な特徴により確定される範囲

も含まれるということを目指す。

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段にて、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果に達し、かつ、当業者が権利侵害被疑行為の発生時点において創造的な労働を経ることなく想到することができる特徴をいう。

第18条 特許権侵害行為が2001年7月1日以前に発生した場合には、改正前の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。2001年7月1日以降に発生した場合には、改正後の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。

第19条 他人の特許を冒用した場合には、人民法院は、特許法第63条の規定によりその民事責任を確定することができる。特許業務を管理する部門が行政処罰を与えない場合には、人民法院は、民法通則第134条第3項の規定により民事制裁を与えることができ、適用する過料の金額については、特許法第63条の規定を参照して確定することができる。

第20条 特許法第65条所定の権利者が権利を侵害されたことにより受けた実損は、特許権者の特許製品に権利侵害に起因して発生した販売量減少の総数に特許製品1点あたりの合理的な利益を乗じて得られる積に基づいて計算することができる。権利者の販売量減少の総数について確定することが困難である場合には、権利侵害製品の市場における販売総数に特許製品1点あたりの合理的な利益を乗じて得られる積を権利者が権利を侵害されたことにより受けた実損とみなすことができる。

特許法第65条所定の権利侵害者が権利を侵害したことにより獲得した利益は、当該権利侵害製品の市場における販売総数に権利侵害製品1点あたりの合理的な利益を乗じて得られる積に基づいて計算することができる。権利侵害者が権利を侵害したことにより獲得した利益は、通常の場合、権利侵害者の営業利益に従って計算し、完全に権利侵害を業としている権利侵害者については、販売利益に従って計算することができる。

第21条 権利者の損害又は権利侵害者が獲得した利益について確定することが困難である場合において、参照可能な特許使用許諾料があるときは、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許許諾の性質、範囲、時期等の要因に基づき、当該特許使用許諾料の倍数を参照して合理的に賠償金額を確定することができる。参照可能な特許使用許諾料がないとき、又は特許使用許諾料が明らかに不合理であるときは、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要因に基づき、特許法第65条第2項の規定により賠償金額を確定することができる。

第22条 権利者が権利侵害行為を差し止めるために合理的な支出を行ったと主張する場合には、人民法院は、特許法第65条により確定された賠償金額以外に別途計算することができる。

第23条 特許権侵害の訴訟時効は2年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知り、又は知るべき日から起算する。権利者が2年を過ぎてから訴えを提起した場合において、権利侵害行為が訴え提起の時点においてなお継続しているときは、当該特許権の有効期間内であれば、人民法院は被告が権利侵害行為を停止するよう判決を下さなければならない。権利侵害に係る損害賠償金額は、権利者が人民法院に訴えを提起した日から2年間遡って計算しなければならない。

第24条 特許法第11条及び第69条にいう「販売の申し出」とは、広告の掲出、店のショーウィンドーにおける陳列又は展示販売会における展示等の方式にて商品を販売する意

思表示を行うことをいう。

第25条 人民法院が受理した特許権侵害紛争事件が、特許業務を管理する部門による権利侵害又は権利不侵害の認定を既に経ている場合でも、人民法院は、なお当事者の訴訟請求について全面的な審査を行わなければならない。

第26条 以前の関係司法解釈が本規定と一致しない場合には、本規定を基準とする。

（法令原文名称：关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定）

シティユーワ法律事務所